

年金記録問題への対応状況について

- I. 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況
- II. 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況

平成22年11月18日

日本年金機構

I . 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の状況

工程表の進捗の状況

1 2月末終了目途の事項等の状況

(1) 事項

- ① 平成 22 年 3 月以前受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）（処理困難ケースを除く）
- ② 平成 22 年 3 月以前受付分のねんきん定期便（処理困難ケースを除く）
- ③ 平成 22 年 3 月以前受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）（処理困難ケースを除く）

(2) 10月末時点状況

- ① 平成 22 年 3 月以前受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）（処理困難ケースを除く）
 - 残件数は、処理困難ケースを除き、約 3 万 5 千件。（10月の月間処理件数は 13, 106 件）
- ② 平成 22 年 3 月以前受付分のねんきん定期便（処理困難ケースを除く）
 - 残件数は、処理困難ケースを除き、約 9 万 5 千件。（10月の月間処理件数は 51, 752 件）
- ③ 平成 22 年 3 月以前受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）（処理困難ケースを除く）
 - 残件数は、処理困難ケースを除き、約 5 万 1 千件（10月の月間処理件数は 22, 047 件）

(3) 目標達成に向けた取組み

- ① 進捗管理の徹底
 - 各取組みの実績については、11月より週次によるとりまとめを行い、とりまとめ結果を本部から各ブロック本部へフィードバックするとともに、実績が思わしくない都道府県については逐次処理計画の見直しと今後の見通し等を本部へ報告させ、各都道府県の進捗状況を管理。
- ② 社会保険オンラインシステムの稼働
 - 11月及び12月の窓口装置(社会保険オンラインシステム)について、金曜日夜間の稼働延長（11月5日、19日、26日、12月3日、17日）及び休日（11月7日、23日、12月23日）の稼働を実施。

工程表12月終了目途の事項の状況

(参考1)

事項	工程表の目途	残件数 (10月末) <small>月間必要処理件数 (10月末残÷目標まで月数)</small>	処理実績								評価
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
フォローアップ 22年8月～22年9月情報提供分	(22年12月末日途)	2,139 (1,070)	—	—	—	—	1,299	585	931		
黄色便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 37,316	20,197	14,745	14,286	13,067	16,907	15,217	13,106	A・・・20県 B・・・1県 C・・・13県 残なし・・・13県	
		(困難分除く) 34,544 (17,272)									
		本部 17,599 (8,800)	38,173	31,472	9,998	6,452	22,293	27,815	25,608		
定期便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 162,343	39,707	32,981	31,592	36,832	51,095	37,845	51,752	A・・・29県 B・・・2県 C・・・8県 残なし・・・8県	
		(困難分除く) 94,527 (47,264)									
		本部 23,447 (11,724)	8,367	8,664	108,312	50,141	118,857	8,306	12,393		
受給者便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 59,719	16,672	19,453	19,382	14,793	19,589	16,290	22,047	A・・・28県 B・・・6県 C・・・9県 残なし・・・4県	
		(困難分除く) 51,345 (25,673)									

※ フォローアップのうち市区町村からの情報提供が遅れたものについては、工程表上、7月末日途処理目標の対象外となっているが、4月以降7月末までに情報提供があったものについては9月末を目途に、8月以降9月末までに市区町村から情報提供があったものについては12月末を目途として処理したいと考えている。

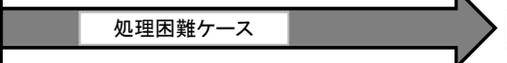
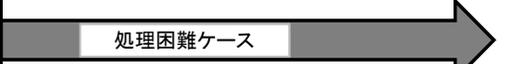
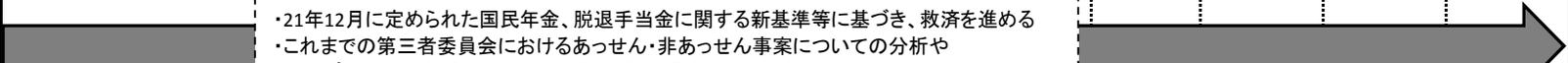
- (注) 評価は、10月の処理実績が必要処理件数以上である場合は「A」
 10月の処理実績が必要処理件数を下回るものの、必要処理件数の8割以上の場合は「B」
 10月の処理実績が必要処理件数の8割未満である場合は「C」

(参考資料 1)

工 程 表 の 概 要

〔 平成 22 年 3 月 26 日
日本年金機構理事会決定 〕

年金記録問題への対応の実施計画（工程表） <概要>

	22年度										23年度	24年度	25年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月							
1 ねんきん特別便 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分 (2) 加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分	 処理困難ケース							[22年7月末を目途に確認作業を行う]								
											[22年9月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)]					
	 処理困難ケース							[22年7月末を目途に確認作業を行う]			(注)共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。					
												[22年7月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)]				
2 フォローアップ照会								[22年7月末を目途に確認作業を行う(市区町村からの情報提供が遅れたものを除く)]			現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討					
3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査								[22年7月末を目途に確認作業を行う]			グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討					
※22年3月末で未処理のグレー便対象案件																
4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)											[22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)]					
※22年3月以前受付分																
5 ねんきん定期便											[22年12月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)]					
※22年3月以前受付分																
6 標準報酬等の遡及訂正事案								[22年6月末を目途に年金事務所段階における記録回復を進める]			これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討					
※2万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復																
7 年金事務所段階での記録回復の促進																
・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討																

	22年度												23年度	24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						
8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策				<ul style="list-style-type: none"> 21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う。 上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。 受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的な対応策を検討・実施 											
9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)				送 送			22年11月末までに送付を完了								
	22年3月以前受付分を22年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)												23年3月以前受付分を23年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)		
10 厚生年金基金記録との突合せ	24年10月末までに基金等から報告があったものについて25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める														
	▲4月を目途に1次審査開始						▲10月を目途に2次審査開始								
11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ	国年特殊台帳等			▲6月末までを目途に二次審査終了						▲9月末までを目途に本人にお知らせ					
				<ul style="list-style-type: none"> 22年度中には、25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備。 23年度までの2年間に集中的に取り組む。 						国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿			▲秋ごろまでには作業開始		
12 再裁定等	<ul style="list-style-type: none"> ○再裁定の進達: 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを旨とする。 ○再裁定の処理: 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを旨とする。 ○時効特例給付: 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを旨とする。 ○特別加算金の支給: 遅延加算金法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。 														

※環境の整備等

① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認

- ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
- ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。

② 相談体制の整備

③ 関係団体等への協力依頼

④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討

〈各項目について〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、都市部を除き、年金事務所等で調査可能なものは、概ね確認作業を終了。21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。21年12月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○国年特殊台帳

国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの。

○標準報酬等の遡及訂正事案

不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件全てに該当する記録(約6.9万件)のうち、厚生年金の受給者の分約2万件について、20年10月から戸別訪問調査を開始し、21年3月までに概ね終了。調査結果を踏まえ、必要な記録回復を進めている。

- ①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

○再裁定進達

年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、年金裁定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。